

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原 告 猪狩弘道 外 163名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (18)

(被告による訴訟外の賠償経過)

2021(令和3)年9月1日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

同 弁護士 小野寺 利孝

同 弁護士 広田 次男

同 弁護士 大川 隆司

同 弁護士 菊地 修

同 弁護士 米倉 勉

同 弁護士 笹山 尚人

同 弁護士 小野寺 宏一
外

第1 はじめに

被告による裁判外の賠償経過は、原告準備書面（14）～（16）にて指摘したとおりであるところ、被告準備書面（10）～（13）による主張を踏まえ、以下の通り補充する。

第2 中間指針等が「最低限の基準」を「損害項目ごとに」示してきたこと

原告準備書面（14）第2（原賠審における議論状況）において指摘したとおり、原賠審では、原発事故被害の重大性、広汎性、長期化という特殊性に照らし、「最低限の基準を」「損害項目ごとに」指針を順次策定してきた。

このことは、中間指針における以下の冒頭の記載からも明白である。

記

【中間指針・はじめにより抜粋】（甲A62）

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは、多くの事業者が生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。

（中略）

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

（中略）

策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした。

【中間指針「第1 中間指針の位置づけ」の第4項より抜粋】（甲A62）

なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象となるないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

以上

第3 損害項目ごとの被害回復の実情

1 原賠審における被告の弁明状況

原告準備書面（14）第3（東電による自主賠償対応）において指摘したとおり、被告は、原賠審から指針が示される都度、「損害項目ごと」の請求書類を順次被害者に発送した。

これらの請求書の多くは、損害項目ごとの疎明資料を求めるものであり、原賠審では手続の煩雑さや、疎明資料の負担について繰り返し批判を受けた（原告準備書面（14）12頁～15頁にて指摘済み）。

原賠審において、被告は批判を受ける都度謝罪し、令和2年9月24日に開催された第52回原賠審においても「御請求者様の心情や、置かれた立場を十分配慮し、丁寧に個別事情をお伺いした上で、中間指針等への形式的当てはめだけに固執するものではなく、本来の意味合いや、真に必要としているものを理解し、社会常識に照らし、想像力を働かせて判断する」などと答弁してきた

ところ（甲A60-1，甲A60-3），本訴訟では一転して，裁判外で「合意書」を取り交わし本訴訟では請求していない損害費目をも含め，原告に「全ての被害の立証」を課すべきとの主張を展開するに至っている。

以下では，訴外での被告と被害者が取り交わしてきた「合意書」に関する経緯及び締結過程について指摘する。

2 損害項目ごとの請求書発送・合意の積み重ね

被告は，原賠審における指針の策定状況に応じ，被害者に対して損害項目ごとの請求書類を発送し，被害者から送付された証憑書類に基づいて査定した金額もしくは被告が定めた基準に基づいた金額を印字した「合意書」を被害者に送付し，被害者との「合意書」の締結を重ねてきた。

被告準備書面（13）によれば，世帯番号35の場合，実に84通にわたる請求が行われてきたことが指摘されている（同書面9頁）。すなわち，被告は世帯番号35世帯との間で，84通にわたる請求に対応した「合意書」を取り交わしてきた。他の原告世帯においても同様の状況である。

3 被告の査定に基づく支払

上記の通り，被告は，被害者の請求をそのまま認容するのではなく，被害者から送付された証憑類（甲A63）を精査し，被告が定めた基準に基づいた査定に基づき，被告が認容できる金額を印字した「合意書」（甲A64）を被害者に送付してきた。

当該「合意書」には，損害項目が明記されていたほか，同送されてきた書面「ご請求頂いた金額からの変更点について」には，被害者の請求額と東電の査定額の齟齬（すなわち，被告による査定結果）が明記されていた（甲A48，甲A64・5枚目～6枚目）。

原告番号45世帯に送付された「ご請求頂いた金額からの変更点について」（甲A64・5枚目）には，東電の基準に基づいて請求した一時立入費用の交通費について一部否認し，家財搬出のために親戚の応援も受けつつ実施した一

時帰宅の宿泊費についても一部否認していることが明記されている。

また、避難や家族間の移動のために合計 11,000 km 以上もの移動を余儀なくされ続けたことに伴う損害として請求したタイヤ・ブレーキ交換費（甲 A 63・19枚目）や、親族への謝礼金（甲 A 63・19枚目）については「ご請求項目は、お支払いの対象ではありません。」として全額否認している（甲 A 64・5枚目～6枚目）。

被告から送付された合意書に押印しなければ賠償を受けられない立場にあつた原告番号 45 世帯は、やむなく被告が印字した賠償額での「合意書」に署名・押印し、被告が提示する賠償額に甘んじざるを得なかつた（甲 A 64）。

4 「立証不足」の損害を切り捨ててきたこと

被告は立証不足を理由として多くの被害を切り捨ててきた。

例えば、生命・身体的損害について、被告は、医師が因果関係について「不明」「なし」とされたものについても支払われている賠償金が存在することを指摘するが（被告準備書面（10）7頁），実際には多くの場合において被告は、因果関係が存在しないことを理由として賠償を拒んできた（甲 48-5，甲 50）。

避難生活を送る中で身体状況が悪化していることは、本件訴訟における多くの原告が訴える被害要素の一つであり、準備書面（16）3 頁で紹介した避難者アンケートでも、避難生活に伴う健康状態の悪化は顕著である。

避難者の多くは、度重なる転居で主治医が変遷し、また、避難の長期化に伴い、体調悪化と原発事故との因果関係の立証が日々困難になっていった。その中で、被告は事実上不可能な立証を被害者に強いることで、損害の切り捨てをしてきたのである。

同様に、家財の賠償でも、被害者は家財の被害額の「立証」を被告から求められた。被害者の多くは、原発事故が起きることは想定しておらず、購入時の証憑類を保有していないケースが大半であったため、被告の査定額を争う手段

はなく、被告による査定を甘んじて受け入れるほか無かった（甲A 6 5）。

このような実態は原賠審では共有されており、準備書面（14）で紹介した原賠審での議論でも、「当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請してもあまり認めて頂けないようなことが苦情として結構出てきて」いるとの指摘が、大塚会長代理からなされている（準備書面（14）13頁参照）。

存在が明白な被害について立証不足を理由に切り捨てるとは、事故加害者の対応として当然許されるものではない。

そのような中で、被告は、被害者に対し、原賠審が定めた指針に基づいた定額賠償を提案しつつも、これを超える賠償については疎明資料の不足を理由に切り捨て、被害者はこれに応じざるを得ないという構造の中で「合意書」の締結を重ねてきた。

5 他の損害項目への「充当」についての被告のアナウンス（禁反言）

なお、平成23年9月11日まで、被告は一部の被害者に対し、損害項目を特定せずに仮払補償金を支払ったが（原告準備書面（14）10頁にて指摘済み），その後の被告の賠償において、損害費目を特定せずに賠償金が支払われることは無かった。また、被害者に支払われた仮払補償金は、その後の賠償手続において本賠償において充当され、順次清算された（甲A 4 7，甲A 6 4）。

被告が被害者に順次送付した各請求書において、合意書に記載されている損害費目に関する賠償が、後日、他の損害項目に充当する可能性があることを指摘する記載は、仮払補償金の清算を除き、一切無かった。

すなわち、被告が被害者に配布したパンフレットでは、仮払補償金が後の賠償（本賠償）において控除されることは記載されていたものの（甲A 6 6），その後、被告から発送されたパンフレットにおいては、「実際に発生した損害額と包括請求方式でのお支払合計金額に差額が生じた場合

には、必要書類（領収証、証明書類等）を確認させて頂いたうえ、必要かつ合理的な範囲において、追加で差額分をお支払いします。」などと告知し（被告準備書面（13）46頁），既払金が別の損害項目に控除する可能性がある旨の告知は一切していない。

被告は、原発事故直後に被害者に支払った仮払補償金に関する告知に基づき、「直接請求手続を通じた賠償においては、賠償の便宜上、特定の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されている」と主張するが（被告準備書面（13）7頁），あたかも事故直後の仮払補償金の取り扱いが、その後の賠償でも踏襲されたかのような誤解を与えかねない指摘であり、失当である。

6 生活費増加分についての被告のアナウンス（禁反言）

原発事故により、多くの被害者世帯が分離して避難することを余儀なくされ、食費や光熱費をはじめとする様々な生活費が増加した。

被告は、中間指針に基づき、生活費の増加費用は原則として「避難生活等における精神的損害」の中に含まれると広報し（甲A64，甲A66），多くの避難者は、日用被服、生活用品等の消耗品、水道光熱費の増加分についての請求を断念せざるを得なかった。

原告番号45世帯は、レシート類を添付して、避難生活のために必要となつた日用品購入額を請求したものの（甲A63），被告は「ご請求項目は、お支払いの対象ではありません」という一方的な理由で賠償に応じなかつた（甲A64）。

ところが、本訴訟に至るや、被告は、「避難生活等における精神的損害」として支払った金額には、生活費増加分は全く含まれておらず、その全額が本訴訟で請求している慰謝料に充当されるべきであると主張するに及んでいる。

被告は、生活費増加分について、被害者に請求を事実上断念させる対応をしながら、今に至って、10年前の当時の様々な生活費の増加を立証できないのであれば、その請求は断念すべきであると主張しているのである。

まさに禁反言にあたる事態というほかない。

第4 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）における和解仲介手続の実態

一部の被害者は、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に申立をして被害救済を求めた。

令和2年時点での、申立件数は26, 407件に及ぶ（甲A68）。原発ADRに対する申立件数からも、多くの被害者が被告による賠償に承服していないことが明白である。

原発ADRは、申立時点で損害項目を特定して申し立て（甲A53），被害者はかかる損害項目に対応する証憑書類を提出しつつ、被害実態を仲介委員に説明し、これに対する被告による十分な反論を経て、仲介委員が中間指針に沿った検討を行い、和解案が提示してきた。

原発ADRで締結する和解契約書（甲A54）では、損害項目や対象期間が明示されており、後日、他の損害費目への充当されることは全く想定されていない。このようにして締結された原発ADRでの和解を、後になって覆される理由は皆無である。

なお、被告は、原発ADRにおいても、しばしば加害者として不適切な主張を展開した。第27回原賠審において、原発ADR・野山室長は、被告の対応に問題があるいくつもの事例を報告している（甲A67）。

具体的には、中間指針の曲解、被害者が主張する事実関係の誤導、審理不要な争点に関する疎明要求、示された和解案への回答期限の引き延ばし

など、問題がある事例を紹介した上で（甲A67-2），野山室長は「特定の弁護士の資質の問題にとどまらない印象を持っている」と表明している（甲A67-1）。

さらに、被告は対外的には「3つの誓い」（甲A51）「5つの約束」（甲A52）で和解仲介案の尊重を標榜しつつも、一部の事案では、原発ADRで示された和解案すら拒絶するに至った（原告準備書面（14）20頁以下で指摘済み）。

裁判機能を有しない原発ADRでは、被告が受諾を拒否しかねない水準での和解案を示すことを仲介委員はためらわざるを得ず、示される和解案は被害者が満足できる水準に至らないことも少なくない。

第5 小括

原発事故によって、原告をはじめとする被害者は、実に多岐にわたる被害を被った。原賠審では、多岐にわたる被害を早期に回復すべく、「最低限の基準」を「損害項目ごとに」策定し、被告と被害者は順次「合意書」の締結を重ねてきた。

かかる「合意」の内容は、必ずしも被害者の納得を得ているものとは言い難く、特に、疎明資料が不足する被害については「最低限の基準」として原賠審が策定した基準に基づく賠償水準に甘んじざるを得なかった。

本訴訟は、原賠審では正面から取り上げることが困難であった故郷喪失・剥奪損害、及び救済水準が著しく低いままになっている避難慰謝料に対象を絞って、その被害回復を求めるものである。

原告は、その被害立証に向けて準備を進めてきたところ、被告は、原発事故から10年を経過した現在に至り、原賠審が策定した「最低限の基準」に基づく「合意」がなされた損害項目にすら払いすぎがあると主張した上で、本訴訟で請求していない損害項目も含め、全ての被害を被害者が

立証すべきであると主張し始めるに至っている。

原告には高齢者も多く含まれており、訴訟係属中に死亡に至った者も存在する。被告による弁済の抗弁は、本訴訟の前提となっていたこれまでの賠償実務の「ちやぶ台返し」に他ならない。更なる著しい審理の停滞を招くことは明白であり、加害者の訴訟対応として、まさに信義に反するものである。

かかる被告の主張が、認められるものではないことは明白であるが、今後の訴訟進行としては、少なくとも過払金の存在についての立証責任が被告にあることを裁判所が明確にした上で、審理が進められるべきである。

以上